

# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

区画整理事業にかかる不動産鑑定業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人 日本不動産研究所

### 3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定され、一般の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することにはなり得ない。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有しなければ、迅速かつ的確な評価が困難である。

上記の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ  
(電話番号 06-6208-9433)